

久留米市産業振興奨励金

# 久留米市への進出を支援

## ソフトウェア・インターネット・情報処理



### 賃借料・共益費

年間  
最大 **500** 万円

業務施設の年間賃借料と年間共益費の50%を3年度間(ただし、敷金等を除く)

3年度間  
限度額 **1,500** 万円



### 設備取得・工事費

年間  
最大 **800** 万円

事業用の設備機器・備品の取得費や事業所設置工事費用の50%を3年度間

3年度間  
限度額 **2,000** 万円



### 市民の正社員雇用

1人  
あたり **30** 万円

事業開始後1年以内の新規雇用、かつ1年以上の継続雇用が認められた者(ただし、非正社員の場合は15万円)

限度額なし



### 交付要件

- 立地要件: 中心市街地または久留米オフィス・アルカディアに業務施設を新設すること
- 対象業種: 指定業種(ソフトウェア業、インターネット付随サービス事業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所、人文・社会科学研究所)
- 雇用要件: 申請時、常時従業者が20人(中小企業者等は5人)以上、かつ市民の新規雇用者が5人以上(上記の雇用要件を満たさない場合は、下記の支援内容となります)



### 年間賃借料・共益費

3年度間最大

**500** 万円

業務施設の年間賃借料と年間共益費の50%を3年度間(ただし、敷金等を除く)



### 交付要件

上記の立地要件と対象業種に加えて

- 30㎡以上の業務施設を新設すること

(注意)事業開始後5年未満に事業の全部または一部を休止・廃止したときは、奨励金の返還が必要となる場合があります。

久留米市商工観光労働部  
企業誘致推進課

☎ **0942-30-9135**  
Mail: [kigyo@city.kurume.lg.jp](mailto:kigyo@city.kurume.lg.jp)

詳細は  
こちら

